

久留米市芸術奨励賞受賞候補者推薦要領

久留米市では、市民の文化芸術に対する意欲の高揚を図り、もって市の文化芸術の発展に資するため、優れた実績をもち今後も活躍が期待される者に対して久留米市芸術奨励賞を贈呈しています。

令和3年度においても受賞者の選定を行いますので、別紙様式により久留米市芸術奨励賞受賞候補者の推薦をお願いします。

1 表彰基準

本市等において文化芸術活動を行い、次の二つの要件を満たすものとします。

(1) 所属要件：次のいずれかに該当すること

- ① 本市に住所を有する者
- ② 本市に縁故がある者
(本市に勤務する者、本市の文化芸術団体に所属する者、本市出身者など)
- ③ 本市の文化芸術団体

(2) 実績などの要件：次のいずれかに該当すること

- ① 過去において優れた実績があり、将来を嘱望されるとして第三者から推薦されたもの
- ② 展覧会及び発表会等において優れた成績を修め、将来を嘱望されるとして第三者から推薦されたもの

※年齢についての制限は特に設けておりません。

2 推薦の方法

(1) 推薦者は各文化芸術関係者及び団体などとし、ただし、親族及び久留米市芸術奨励賞選考委員会の委員を除きます。なお、受賞候補者1人につき推薦は1件までとし、複数の者による推薦は認めない。

(2) 受賞候補者には過去に受賞したことの無い人を推薦するものとします。

(3) 別紙様式1～3に必要事項を記入し提出してください。

- ①様式1：推薦の理由を記入してください。
- ②様式2：受賞候補者の職業歴等を記入してください。また受賞候補者の顔写真を必ず貼付してください。
- ③様式3：受賞候補者の芸術活動の経歴や受賞歴等を記入してください。
- ④その他：参考資料（作品や舞台等に関する写真、ビデオ、DVD、CD、記事の写しなど）を一緒に提出してください。ただし、ビデオやDVDなどの映像資料及びCDなどの音声資料については1点まで、またそれ以外の資料については、A4用紙5枚（両面可）までとする。

※提出された資料は返却できませんので、ご了承ください。

3 受賞候補者の推薦期限

令和3年7月19日（月）～8月27日（金）

郵送分についても期限最終日までに必着とします。

4 選考・表彰状等の贈呈

選考委員会で選考の上、5組以内の受賞を決定します。

受賞者には賞状及び記念品料（10万円）を贈ります。

5 受付・問合せ先

〒830-8520 久留米市城南町15-3

久留米市市民文化部文化振興課(市庁舎12階)

TEL. 0942-30-9224/FAX. 0942-30-9714

E-mail shibunka@city.kurume.fukuoka.jp